

(人材紹介料返戻金制度・有り)

令和 6 年 4 月

(人材紹介料返戻金に関する事項)

人材紹介料返戻金は、入職日より 6 ヶ月以内の離職に関しまして、
徴収しました人材紹介料金を (月割) にして返金致します。

- 1、入職日より、10 日以内の離職に関しましては、紹介料の請求は致しません。
- 2、紹介料 6 ヶ月期間を、(月割返金制) にて、離職月以降分を返金致します。

(例) 紹介料 ¥10 万円の場合

3 ヶ月期間で離職された場合は、¥5 万円 + 消費税を返金申し上げます。

厚生労働大臣許可 46・ユ・300012

アジャスト人材サービス

〒890-0046 住所：鹿児島市西田 2 丁目 17 番 28-2F

電話：099-286-1444 FAX：099-802-4781